

### 3. (1) 自由金利型定期預金規定

#### 1. (預金の支払時期)

自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、通帳（証書）記載の満期日以後に支払います。ただし、満期日自動解約入金方式とした場合は、通帳（証書）記載の満期日に自動的に解約し、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

#### 2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下、「自由金利型2年定期預金」といいます。）に限り、中間払利息を現金で受取るか、または定期預金とすることもできます。

また、預入日の2年後の応当日の翌日から3年後の応当日までの日を満期日とした場合、中間払利息を現金で受取ることができます。

A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

B. 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

C. 定期預金とする場合には、当行所定の基準により、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金と満期日を同一にする預入期間1年の自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における店頭表示の利率を適用します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を共通規定8. (1)により満期日前に解約する場合および共通規定8. (3)の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次のA、Bのうちいずれか低い利率（この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と次のA、Bのうちいずれか低い利率（この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率）により計算した利息額との差額を精算します。

A. 預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a. 6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率

b. 6か月以上1年未満・・・・・・・・・・約定利率×50%

c. 1年以上2年未満・・・・・・・・・・約定利率×70%

② 預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満・・・・・・・・・・約定利率×30%
- c. 1年以上1年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×50%
- d. 1年6か月以上2年未満・・・・・・・・・・約定利率×60%
- e. 2年以上3年未満・・・・・・・・・・約定利率×70%

③ 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満・・・・・・・・・・約定利率×20%
- c. 1年以上1年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×30%
- d. 1年6か月以上2年未満・・・・・・・・・・約定利率×50%
- e. 2年以上2年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×60%
- f. 2年6か月以上3年未満・・・・・・・・・・約定利率×70%
- g. 3年以上4年未満・・・・・・・・・・約定利率×80%

④ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満・・・・・・・・・・約定利率×10%
- c. 1年以上1年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×20%
- d. 1年6か月以上2年未満・・・・・・・・・・約定利率×30%
- e. 2年以上2年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×50%
- f. 2年6か月以上3年未満・・・・・・・・・・約定利率×60%
- g. 3年以上4年未満・・・・・・・・・・約定利率×70%
- h. 4年以上5年未満・・・・・・・・・・約定利率×80%

⑤ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満・・・・・・・・・・約定利率×10%
- c. 1年以上1年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×10%
- d. 1年6か月以上2年未満・・・・・・・・・・約定利率×20%
- e. 2年以上2年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×30%
- f. 2年6か月以上3年未満・・・・・・・・・・約定利率×50%
- g. 3年以上4年未満・・・・・・・・・・約定利率×60%
- h. 4年以上5年未満・・・・・・・・・・約定利率×80%

B. 次の式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、この式で計算した利率が「約定利率×10%」を下回る場合は「約定利率×10%」とします。）

$$\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した利率をいいます。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 3.（中間利息定期預金）

(1) 中間利息定期預金の利息については、次のとおり取扱います。

① 自由金利型定期預金（M型）とした場合

A. 中間利息定期預金の利息は付利単位を1円とし、預入日から満期日の前日までの日数について1年を365日として日割で計算し、満期日に支払います。

B. 中間利息定期預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

C. 中間利息定期預金を共通規定 8. (1)により満期日前に解約する場合および共通規定 8. (3)の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率）によって計算し、中間利息定期預金とともに支払います。

- a. 6 か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- b. 6 か月以上 1 年未満・・・・・・・・・・約定利率×50%

② 自由金利型定期預金とした場合

中間利息定期預金の利息については、前記 2. の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、証書式の場合は、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

- ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。
- ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

以 上